

## 一般財団法人稚内市体育協会普及委員会規程細則

第 1条 この規程は、一般財団法人稚内市体育協会(以下「協会」という。)定款第4条第1号及び第6号の規定に基づいて設置された、普及委員会(以下「委員会」という。)に関することを定める。

第 2条 この委員会は、次の事項について審議し、協会理事会(以下「理事会」という。)の承認を得て、これを処理する。

- (1) 指導者の育成制度の確立と、地域及び職域のスポーツ指導者の活用に関すること。
- (2) スポーツ教室の開設と、地域及び職域における各種スポーツクラブ等の育成拡充に関すること。
- (3) 市民のスポーツ大会実施に関すること。
- (4) スポーツの振興と体力増強についての指導、調査、研究及び広報活動に関すること。
- (5) その他、スポーツの普及に関すること。

第 3条 この委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 協会理事(以下「理事」という。)の中から協会会長(以下「会長」という。)が指名する若干名の委員。
- (2) 協会加盟団体の中から会長が選任する若干名の委員
- (3) 必要に応じて会長が委嘱する若干名の学識経験委員。

第 4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内

第 5条 委員長は、第3条第1号により指名された委員の中から理事会において選出し、会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第 6条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第 8条 この委員会の機構及び事業の基本方針、その他重要事項については、委員会の議決を経て、かつ、理事会の承認を得なければならない。

第 9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第11条 この委員会には、必要に応じ、小委員会を設けることができる。

2 小委員会については、委員会の議決を経て定める。

第12条 この規程の変更は、委員会の議決を経て、かつ、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。